

現行			改定			備考
水道請負工事費積算要領			水道請負工事費積算要領			
令和 6 年 10 月改定			令和 7 年 3 月改定			
この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めるものである。 別表第一～第三は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。			この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めるものである。 別表第一～第三は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。			
※ 1 本要領は市単独事業に適用されるものであり、国土交通省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること(適用年度は別途公表)。			※ 1 本要領は、市単独事業に適用されるものであり、国土交通省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること(適用年度は別途公表)。			適用年月を表記
※ 2 現場環境改善費を適用する場合は令和 6 年度水道事業実務必携を参照すること。			※ 2 本要領は、令和 7 年 4 月単価適用以降の請負工事に適用する。			
			※ 3 現場環境改善費を適用する場合は令和 6 年度水道事業実務必携を参照すること。			
1 間接工事費・一般管理費等			1 間接工事費・一般管理費等			
【別表第一】			【別表第一】			
第 1 表 工種区分の工事内容			第 1 表 工種区分の工事内容			
工種区分		工種内容	工種区分		工種内容	
水道工事	(1)	水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事	水道工事	(1)	水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事	
	(2)	水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事		(2)	水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事	
	(4)	水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事		(4)	水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事	
構造物工事 (浄水場等)		水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事	構造物工事 (浄水場等)		水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事	
備考 1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。			備考 1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。			
備考 2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。			備考 2：水管橋で主たる工種が橋梁添架工事の場合は、河川道路構造物工事を適用する。			備考 2 表記の修正 (運用に変更なし)

現行					改定					備考		
第 2 - 1 表 共通仮設費率					第 2 - 1 表 共通仮設費率							
工種区分	対象額	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの	工種区分	対象額	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする		適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
			A	b					A	b		
水道工事（1）		12.85 %	422.4	-0.2167	4.08 %	水道工事（1）		12.85 %	422.4	-0.2167	4.08 %	
水道工事（2）		13.32 %	485.4	-0.2231	4.08 %	水道工事（2）		13.32 %	485.4	-0.2231	4.08 %	
水道工事（4）		13.32 %	485.4	-0.2231	4.08 %	水道工事（4）		13.32 %	485.4	-0.2231	4.08 %	
構造物工事（浄水場等）		7.64 %	13.5	-0.0353	6.34 %	構造物工事（浄水場等）		7.64 %	13.5	-0.0353	6.34 %	
算定式 K r = A ・ P ʰ					算定式 K r = A ・ P ʰ （注）K r の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。					注意書きを追加 （運用に変更なし）		
K r ：共通仮設費（％）					K r ：共通仮設費（％）							
P ：対象額（円）					P ：対象額（円）							
A ・ b ：変数値					A ・ b ：変数値							
第 3 - 1 表 現場管理費率					第 3 - 1 表 現場管理費率					現場管理費率を 変更		
工種区分	純工事費	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの	工種区分	純工事費	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする		適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
			A	b					A	b		
水道工事（1）		34.56 %	56.6	-0.0306	29.39 %	水道工事（1）		34.99 %	49.0	-0.0209	31.32 %	
水道工事（2）		37.79 %	229.8	-0.1120	20.88 %	水道工事（2）		38.21 %	202.3	-0.1034	22.09 %	
水道工事（4）		37.79 %	229.8	-0.1120	20.88 %	水道工事（4）		38.21 %	202.3	-0.1034	22.09 %	
構造物工事（浄水場等）		32.44 %	52.7	-0.0301	27.66 %	構造物工事（浄水場等）		32.72 %	46.8	-0.0222	29.09 %	
算定式 J o = A ・ N b ʰ （注）J o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。					算定式 J o = A ・ N b ʰ （注）J o の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。					注意書き 表記の修正 （運用に変更なし）		
J o ：現場管理費（％）					J o ：現場管理費（％）							
N b ：対象純工事費（円）					N b ：対象純工事費（円）							
A ・ b ：変数値					A ・ b ：変数値							

現行				改定				備考
第 4 表 一般管理費率				第 4 表 一般管理費率				注意書き 表記の修正 （運用に変更なし）
工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの	工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの	
一般管理費等率	23.57 %	算定式より算定された率	9.74 %	一般管理費等率	23.57 %	算定式より算定された率	9.74 %	
算定式 $G_p = -4.97802 \times \lg C_p + 56.92101$ （注） G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。 G_p ：一般管理費等率 C_p ：工事原価（単位：円）				算定式 $G_p = -4.97802 \times \lg C_p + 56.92101$ （注） G_p の値は、 小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。 G_p ：一般管理費等率 C_p ：工事原価（単位：円）				